

# 目黒区の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (28.4.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	26年度の 人件費率
27年度	272,478人	95,067,400千円	3,727,801千円	21,055,051千円	22.15%	23.93%

◆普通会計は、総務省の基準に基づいて分類・集計した統計上の会計で、全国の地方公共団体の財政状況と比較することができます。

◆人件費 (B) は、建設事業に係る人件費を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与 費 (B/A)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
27年度	1,923人 (200人)	7,326,893 千円	3,031,425 千円	3,105,955 千円	13,464,273 千円	7,002 千円	6,990 千円

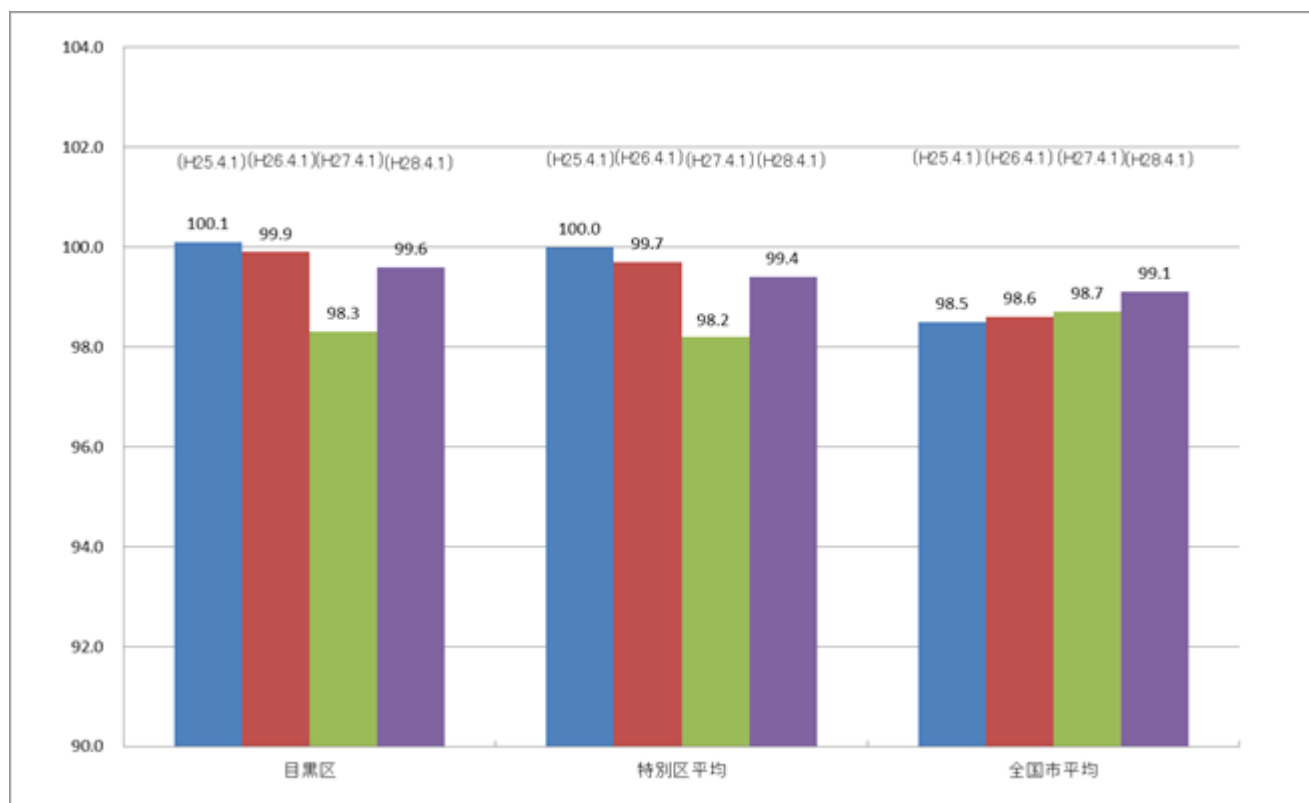
◆職員数の ( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

◆職員数は、平成27年4月1日現在の一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、教育長、自治法派遣職員、特別会計の計上職員、臨時・非常勤職員を除きます。(ただし、被災地派遣職員は含む。)

◆職員手当には、退職手当を含みません。

◆給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費を含みます。

### (3) ラスパイレス指数の状況（平成28年4月1日現在）



◆ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額

を100として計算した指数です。

#### (4) 給与改定の状況（平成27年度における特別区人事委員会の勧告内容）

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定率)		
28年度	398,339 円	397,755 円	584 円 (0.15%)	平均 0.15%	平均 0.15%	平均 0.17%

◆「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の平成28年4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

◆民間給与、公務員給与ともに本年度の新卒採用者は含まれていません。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の 支給月数(B)	較差 (A)-(B)	勧 告 (改定月数)		
28年度	4.42 月	4.3 月	0.12 月	0.1 月	4.40 月	4.30 月

◆「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準を0.2%上げるとともにボーナスを0.1カ月分引上げ、勤勉手当に配分するとされている。また配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げるとされた。

##### ① 給料表の見直し

一般行政職の給料表については、特別区人事委員会勧告を踏まえて見直しを行ない、平成28年度より全ての給及び号給について給料月額に関して平均0.15%の引上げを行なう。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を考慮した改定となっている。また再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定となっている。

##### ② 特別給の見直し

民間における特別給の支給状況を勘案し年間の支給月数を0.1月引き上げ、支給月数の引上げ分については、民間の状況を考慮し勤勉手当に割り振った改定となっている。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	43.9 歳	331,235 円	466,949 円	416,003 円
東京都	41.6 歳	316,682 円	452,041 円	398,107 円
国	43.6 歳	331,816 円		410,984 円
特別区平均	41.8 歳	312,081 円	433,738 円	392,488 円

◆「平均給与月額」とは、給料と諸手当（期末勤勉手当・退職手当・寒冷地手当を除く。）を含んだ平均月額です。

- ◆「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で再計算したものです。

## ② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	50.4 歳	219 人	306,112 円	416,515 円	381,023 円
うち用務	52.5 歳	57 人	305,616 円	384,525 円	376,316 円
うち清掃職員	47.4 歳	89 人	303,469 円	440,909 円	382,500 円
うち調理	50.6 歳	37 人	296,405 円	382,138 円	363,570 円
東京都	48.8 歳	1,510 人	292,729 円	395,396 円	364,033 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円		329,358 円
特別区平均	50.7 歳	317 人	302,022 円	405,234 円	376,495 円

民 間			参 考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
用務員	55.2 歳	199,900 円	1.92
廃棄物 処理業従業員	45.3 歳	290,300 円	1.52
調理士	40.8 歳	304,000 円	1.26

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
目黒区			
うち用務	6,282,617 円	2,732,900 円	2.30
うち清掃職員	6,942,736 円	3,968,100 円	1.75
うち調理	6,161,879 円	4,145,800 円	1.49

- ◆民間データは、厚生労働省が公表している「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成25年から平成27年の3ヵ年の平均を掲載しています。なお、区職員は、常勤職員のデータで、民間には非常勤職員等のデータが含まれます。
- ◆平均給与月額は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」、年収ベースは、「きまって支給する現金給与額」を1.2倍したものに年間賞与の額を加えた試算値です。
- ◆民間の用務員および廃棄物処理業従業員は全国平均を、また、調理士は東京都の平均を掲載しています。

### ③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
目黒区	41.0 歳	327,105 円	432,928 円
東京都	40.8 歳	341,433 円	441,721 円
特別区平均	37.9 歳	320,913 円	428,779 円

- ◆「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ◆「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
- ◆東京都は「小中学校教育職」の数値を表示しています。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		目 黒 区	東 京 都	国
一般行政職	I 類 (大学卒程度)	181,200 円	181,200 円	【総合職】 181,200 円 【一般職】 176,700 円
	III 類 (高校卒程度)	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職		136,500 円	142,000 円	
教 育 職	大学卒	194,000 円	196,300 円	
	短大卒	176,600 円	179,400 円	

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	267,573 円	359,114 円	375,225 円	390,057 円
	高校卒	220,480 円	310,466 円	335,030 円	366,840 円
技能労務職		203,975 円	276,733 円	302,888 円	313,070 円
教 育 職	大学卒	293,202 円	—	—	—

- ◆経験年数には、採用前の職歴等を加算した年数を含めます。
- ◆一般行政職、高校卒の経験年数20年については、対象者が少ないため、近似の経験年数19年～21年を含めた平均給料月額で掲載しました。
- ◆技能労務職の経験年数10年については、対象者が少ないため近似の経験年数6～14年を含めた平均給料月額で掲載しました。
- ◆教育職、大学卒の経験年数10年については、対象者が少ないため、近似の経験年数9年～11年を含めた平均給料月額で掲載しました。
- ◆教育職、大学卒の経験年数10年以外については、当該区分に該当する職員がなく、かつ、近似データが存在しないため、記載していません。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

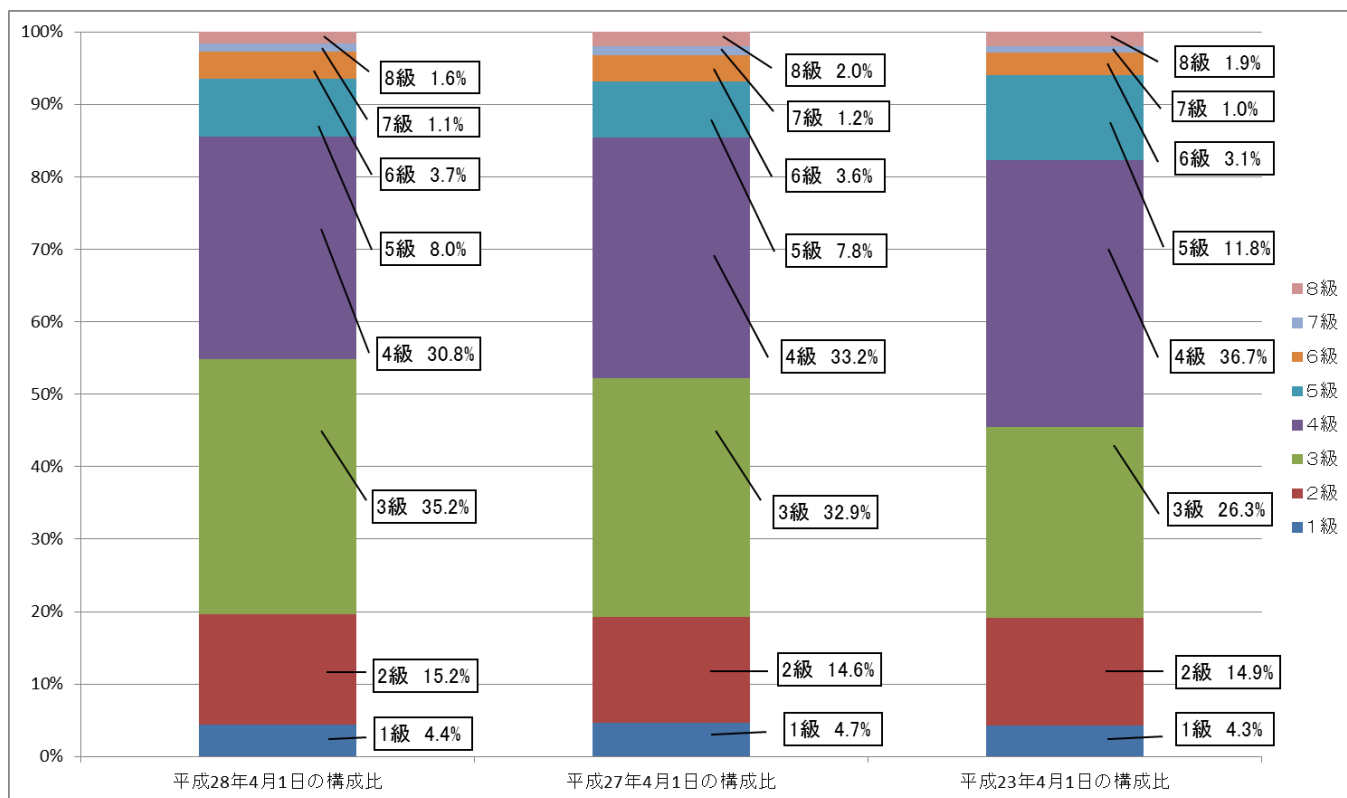
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長	16 人	1.6%	334,800 円	512,300 円
7 級	統括課長	11 人	1.1%	281,900 円	454,900 円

6級	課長	36人	3.7%	253,800円	441,400円
5級	総括係長	78人	8.0%	226,600円	427,900円
4級	係長・主査	300人	30.8%	217,000円	406,100円
3級	主任主事	343人	35.2%	195,700円	363,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務	148人	15.2%	167,800円	333,300円
1級	2級から8級までに属さない業務	43人	4.4%	140,000円	300,000円

◆目黒区給与条例に基づく給料表の級区分による職員（再任用職員を除く。）数です。

◆標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

◆5級の1号給の給料月額は、5号給（5級の下限の号数）の金額です。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

### 1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員について勤務成績の評定を実施（平成28年度からは、地方公務員法第23条に基づき、人事評価を実施）。

なお、平成13年から管理職員（課長級以上）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、平成19年から管理職員以外の職員（係長級・一般職員）についても実施。

### 2 平成28年4月1日の昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務成績の評定結果等に基づき、昇給区分（6号昇給～0号昇給）を決定。

区分	職員数		構成比	
	管理職員	管理職員以外	管理職員	管理職員以外
上位（6～5号昇給）	18人	266人	29.51%	31.18%
標準（4号昇給）	43人	582人	70.49%	68.23%
下位（3～0号昇給）		5人		0.59%
計	61人	853人	100%	100%

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末・勤勉手当

目 黒 区	東 京 都	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,602,029円 (再任用を除く職員 1,742,940円) (再任用職員 449,808円)	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,776千円	
(28年度支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分) ◆ 管理職員 期末手当 勤勉手当 2.20月分 2.10月分 (1.25月分) (1.00月分)	(28年度支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分) ◆ 管理職員[課長級/部長級] 期末手当 勤勉手当 2.20/2.00月分 2.10/2.30月分 (1.25月分) (1.00月分)	(28年度支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

◆ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】平成28年特別区人事委員会勧告内容

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
一般職員	2.60月 (1.45月)	1.80月 (0.9月)	4.40月 (2.35月)
管理職員	2.20月 (1.25月)	2.20月 (1.10月)	4.40月 (2.35月)

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況								
地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員について勤務成績の評定を実施 (平成28年度からは、地方公務員法第23条に基づき、人事評価を実施)。								
なお、平成13年から管理職員 (課長級以上) を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、平成19年から管理職員以外の職員 (係長級・一般職員) についても実施。								
また、平成24年度からは、勤勉手当の成績率に扶養手当及び扶養手当の合計額に地域手当の割合を乗じて得た額を原資として加算し、勤務実績への反映を拡大して実施。								
2 平成28年6月の勤勉手当への勤務実績の反映状況								
勤務成績の評定結果等に基づき、成績率を決定 (評定基準日以降の採用者等については対象外)。								
成績率					職員数 (構成比)			
区分	管理職員	係長級職員	主任主事職員	1・2級職員	管理職員	係長級職員	主任主事職員	1・2級職員
上位	1.1660～ 1.0730	1.0941～ 1.0420	1.0766～ 1.0358	1.0470～ 1.0235	22人 (30.56%)	115人 (39.38%)	165人 (35.11%)	45人 (22.96%)
標準	0.980	0.9900	0.9950	1.0000	44人 (61.11%)	176人 (60.28%)	303人 (64.46%)	149人 (76.02%)



下位	0.950～ 0.900	0.9650～ 0.9400	0.9700～ 0.9450	0.9750～ 0.9500	6人 (8.33%)	1人 (0.34%)	2人 (0.43%)	2人 (1.02%)
計					72人	292人	470人	196人

## (2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

区 分		目 黒 区		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	18.50月分	25.50月分	20.445月分	27.405月分
	勤続25年	29.00月分	34.25月分	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.25月分	49.55月分	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	41.25月分	49.55月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
退職時特別昇給		4号給又は8号給			
1人当たり平均支給額		2,128千円	22,627千円		

◆退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度退職者分の平均額です。

- ◆退職時の特別昇給 ・生命を賭して、善行を行った者の死亡退職の場合：4号給
- ・功績顕著な者が公務上の傷病により退職する場合：8号給

## (3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）			1,633,281千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			734,389円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
目黒区	20%	2,011人	20%
興津自然学園※(千葉県勝浦市)	12%	2人	
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.3 (98.3)

◆地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）			17,318千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			90,200円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）			8.4%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記の職員に対する支給単価
特定危険現場 作業手当	施設課、建築課に勤務する職員	区の施設に設置される昇降機の新設、修繕及び改修に伴う検査業務	1,680円	1日につき420円 (420円)

	水防本部設置に伴う 召集を受けた職員	当該年度の水防 活動計画に定め る警戒箇所にお ける水防作業	25,440 円	従事した日 1 日につき 1,060 円 (1,060 円)
福祉業務手当	高齢福祉課、障害福 祉課、生活福祉課に 勤務する職員	生活保護法、中 国残留邦人等の 円滑な帰国の促 進及び永住帰国 後の自立の支援 に関する法律、 身体障害者福祉 法、知的障害者 福祉法又は老人 福祉法に定める 業務を行うため の家庭等への訪 問	2,005,080 円	従事した日 1 日につき 490 円 (490 円)
防疫等業務 手当	保健所に勤務する職 員	感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律第 6 条第 2 項及び第 9 項に規定する 感染症の患者に 接し、又は当該 病原体等に接触 する業務	0 円	従事した日 1 日につき 700 円 (700 円)
		感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律第 6 条第 3 項及び第 4 項に規定する 感染症の患者に 接し、又は当該 病原体等に接触 する業務	205,530 円	従事した日 1 日につき 310 円 (310 円)
		感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律第 6 条第 3 項第 2 号 に規定する感染 症の患者に常時	7,380 円	従事した日 1 日につき 180 円 (180 円)



		接する業務に従事する者が、家庭等に訪問することにより、当該患者に接する業務		
清掃関係業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務	15,052,100円	従事した日1日につき700円(700円)

◆ ( ) 内は、平成27年度における支給単価です。

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	719,393千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	321千円
支給実績(平成26年度決算)	644,170千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	284千円

◆職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

### (6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)						
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。 ・配偶者13,700円 ・配偶者を欠く第1子13,700円 ・その他の親族各6,000円 ・16~22歳の子1人につき4,000円加算	異なる	13,000円 11,000円 6,500円 5,000円	120,737千円	181,016円						
住居手当	職員の住居費の一部を補うため、月額27,000円以上の家賃を支払っている者に支給。 ※平成26年4月1日より制度改正あり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>~27歳</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>~32歳</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>~上記以降</td> <td>8,300円</td> </tr> </table> (ただし29年3月31日まで旧住居手当制度の経過措置あり)	~27歳	27,000円	~32歳	17,600円	~上記以降	8,300円	異なる	家賃負担者に最大27,000円	105,877千円	82,267円
~27歳	27,000円										
~32歳	17,600円										
~上記以降	8,300円										
通勤手当	通勤に要する経費の一部を補うために運賃等相当額を支給。 ・交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円 ・交通用具利用者2,600~24,900円	異なる	交通用具等の使用距離区分と支給額	238,570千円	122,381円						
管理職手	管理又は監督の地位にある職員に、その	異なる	支給区分	100,796千円	1,199,960円						

当	職の特殊性に基づいて支給。 ・部長及びこれに相当する職 127,600 円 ・統括課長及びこれに相当する職 105,800 円 ・課長及びこれに相当する職 91,100 円		支給金額		
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難な職員について、その採用困難な状況や民間における賃金との較差等を考慮して支給。 支給期間に応じて 118,000～268,500 円	異なる	支給区分 支給金額	2,725 千円	1,362,600 円
休日給夜間勤務手当	休日給…休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給。 勤務 1 時間当たりの給与額×135/100 夜間手当…正規の勤務時間における勤務として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対して支給。 勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		55,891 千円	111,337 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。	異なる	支給区分 支給金額	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける管理又は監督の地位にある職員が、以下に勤務した場合に支給。職と勤務時間に応じて 4,000～18,000 円を支給  ・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給。 ・臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合に支給。	異なる	支給金額 3,000 円 ～18,000 円	158 千円	12,153 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。 基礎額 30,000 円 加算額 100 km 以上 200 km 未満 6,000 円 200 km 以上 300 km 未満 10,000 円 300 km 以上 14,000 円	異なる	支給金額 30,000 円～ 100,000 円	528 千円	528,000 円
義務教育等教員特別手当	人材確保法の趣旨に沿うため、教育職員の給与について特別の措置を講ずるため支給。その者の発令級号給に応じて 1,120～4,150 円			979 千円	39,810 円

◆27 年度決算の値は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の合計です。

## 5 特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		給料・報酬	地域手当	(参考) 特別区における最高/最低額
給料	区 長	1,058,000 円	211,600 円	1,253,000 円/973,500 円
	副区長	846,000 円	169,200 円	1,013,500 円/827,500 円

報酬	議長	906,000 円	－円	956,000 円／858,600 円
	副議長	793,000 円	－円	813,000 円／753,700 円
	議員	598,000 円	－円	621,000 円／587,200 円
期末手当	区長 副区長	(27 年度支給割合) 3.15 月分		
	議長 副議長 議員	(27 年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	区長 副区長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
		退職時給料月額×在職年数×450/100	19,044,000 円	任期毎
		退職時給料月額×在職年数×306/100	10,355,040 円	任期毎

◆退職手当の「1 期の手当額」は、平成 28 年 4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

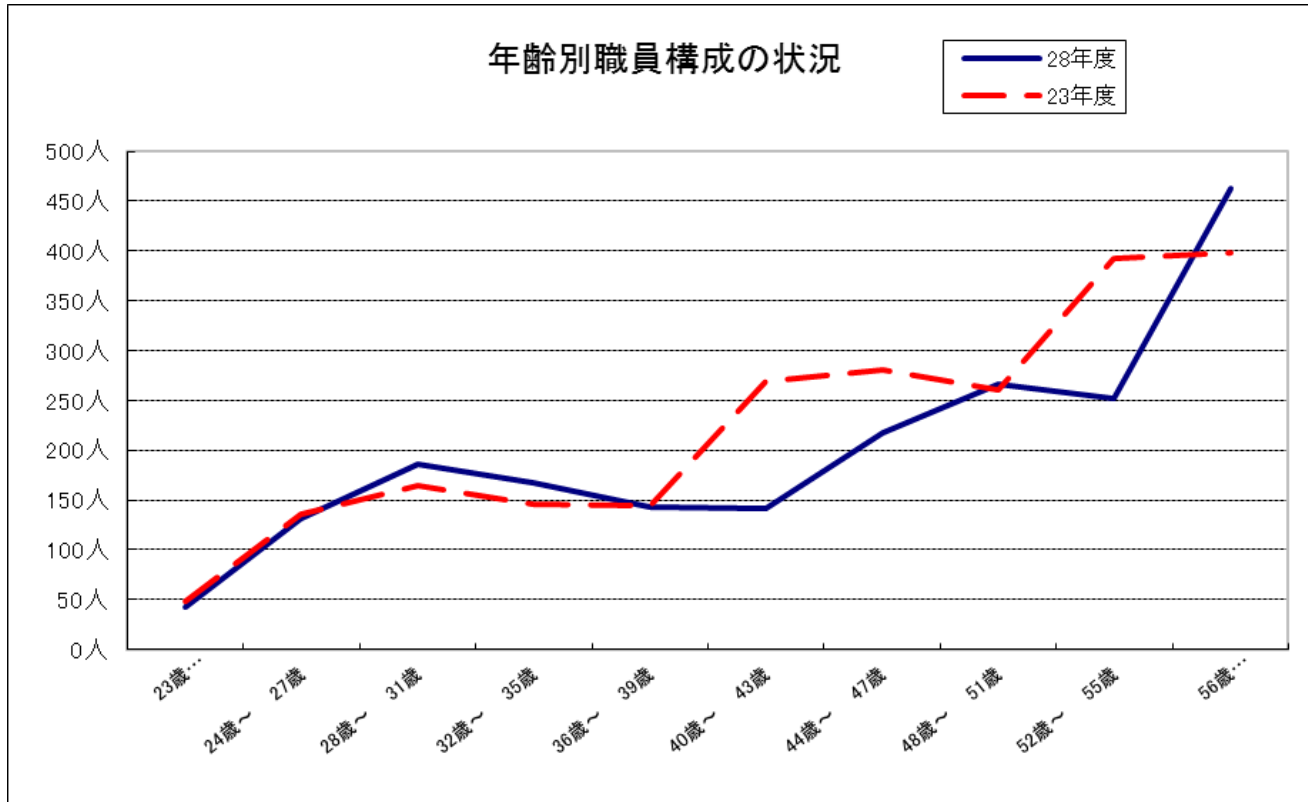
(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		27年	28年			
普通会計部門	一般行政	議 会	13	13	0	
		総 務	328	323	-5	減：情報・統計・管財・庁舎管理業務見直し、再任用職員の活用 増：地域政策調査課新設、オリンピック・パラリンピック推進業務増員
		税 務	75	78	3	増：徴収業務増員（債権回収事務一元化）
		民 生	844	848	4	減：再任用職員の活用 増：要配慮支援・発達支援・介護基盤整備・保育計画業務増員
		衛 生	229	226	-3	減：公害保健・食品衛生指導業務見直し
		労 働	1	1	0	
		商 工	16	14	-2	減：再任用職員の活用
		土 木	206	202	-4	減：道路補修・建築指導・住宅計画業務見直し、再任用職員の活用
		計	1,712	1,705	-7	
	教育部門	208	200	-8	減：学校用務業務見直し、再任用職員の活用	
小 計	1,920	1,905	-15			
	(200)	(194)	(-6)			
公営企業等会計部門	国民健康保険事業会計	49	47	-2	減：納付相談業務見直し（債権回収事務一元化）	
	後期高齢者医療事業会計	12	12	0		
	介護保険事業会計	46	46	0		
	小 計	107	105	-2		
合 計	2,027	2,010	-17	<参考>		
	(210)	(204)	(-6)	人口1万人当たり職員数 74.04人		

◆職員数は、一般職に属する職員数（教育長を含む。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、臨時・非常勤職員を除きます。

◆（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



年齢区分	23歳以下	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳以上	合計
28年度	42人	131人	186人	167人	143人	142人	218人	266人	252人	463人	2,010人
23年度	48人	136人	165人	146人	145人	269人	281人	260人	393人	398人	2,241人

※年齢区分については、年度末の年齢で表記しています。

(3) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)	
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	増減数	増減率	
一般行政職	1,838	1,779	1,726	1,707	1,712	1,705	-133	-7.24%	
教育	281	252	239	229	208	200	-81	-28.83%	
普通会計計	2,119	2,031	1,965	1,936	1,920	1,905	-214	-10.10%	
公営企業等会計計	122	116	113	112	107	105	-17	-13.93%	
総合計	2,241	2,147	2,078	2,048	2,027	2,010	-231	-10.31%	